

平成29年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1 地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について 2 その他
日時	平成29年8月4日（金）10時30分から11時05分まで
場所	市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	平井委員、高橋委員、上原委員、名和田委員 （欠席委員）大塚委員、水島委員、三輪委員 （事務局）秋津総務部長、富田市民自治推進課長、市民自治推進課 小松担当主査、竹井主査、大森副主査、窪田副主査、城田主任、渋谷主事
会議資料	鶴嶺西地区まちぢから協議会からの認定申請書一式
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0名

（会議の概要）

○事務局（富田課長）

それではただいまより、平成29年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第1項におきまして「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」と規定がございます。本日の議事につきましては名和田会長の進行でお願いする形になりますのでよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に事務局より資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただいておりますものと本日お渡ししたものとありますが、本日用意したものはまず次第になります。お手元よろしいでしょうか。資料が整っていることを確認いたしました。

それではここから名和田会長に議長をお願いして進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○名和田議長

おはようございます。今のところ傍聴はいらっしゃいませんが、この会議は公開です。今から議長を私が務めまして会議を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

まず、会議の開催要件を確認したいと思います。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項によって審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定されています。本日は過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。それから大塚委員、水島委員、副会長の三輪委員におかれましては、本日は都合により欠席というご連絡をいただいております。

本日は傍聴の方はお見えになっておられませんけれども、お見えになりましたら傍聴のルールについてご説明し、そのまま進めていくことになるかと思っております。さらに本日の会議の議事録署名委員ですけれども名簿順でお願いしておりますので、平井委員となりますがよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

それでは続きまして審議に入ります。今回は、1地区の申請に対して審議するというところであります。事務局よりこれにつきましてご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（富田課長）

それでは今、議長から説明がございましたとおり、本日、鶴嶺西地区まちぢから協議会から提出された認定申請につきまして、審議をお願いするものでございます。こちらの協議会につきましては、平成28年10月に協議会を設立されておまして、公募委員の募集等、着々と認定に向けた準備を進めてきていただいているところでございます。審議をいただくに当たりまして、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づきまして、市長にかわりまして総務部長より諮問をさせていただきます。

○総務部長

おはようございます。総務部長の秋津でございます。市長にかわりまして諮問させていただきます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会長、名和田是彦様。茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定について諮問をさせていただきます。地域社会の健全な発展に寄与するため、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例において、地域において公益を増進するために活動する地域コミュニティであって、一定の基準に適合するものは市長の認定を受けることができることとされています。つきましては同条例第2条第1項に規定する認定について、同条例第8条第1項第1号に基づき諮問をいたします。諮問する事案、鶴嶺西地区まちぢから協議会認定の申請に対する処分でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○名和田議長

確かに承りました。

○事務局（富田課長）

ただいま、部長から諮問をさせていただきましたが、部長は公務の都合により11時ごろ退席させていただきますこと、前もってお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。では名和田議長よろしくお願いたします。

○名和田議長

ただいま、市長からの諮問書をお預かりいたしました。委員の皆様にも事務局から諮問書の写しを配付していただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。傍聴の方がお見えになりましたら、傍聴の方にも諮問書は渡されます。

では改めて議題1を進めたいと思います。事務局より説明のありました諮問に対して、審議会として調査・審議をし、その結果を答申するということでもあります。まずは、鶴嶺西地区からの申請内容につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（渋谷主事）

鶴嶺西地区まちぢから協議会の地区担当職員をしております、渋谷から申し上げます。その前に参考資料として本日お渡ししたいものが1点ございます。よろしいでしょうか。

○名和田議長

はい。お願いたします。地域でつくられたものなのでしょうか。

○事務局（城田主任）

はい。チラシになります。参考資料でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（渋谷主事）

改めましてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

皆様お手持ちのA3の茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表に基づきまして、上から順にご説明申し上げます。規約との照合で確認がとれているものにつきましては、一部割愛させていただきます。

(1)から参ります。申請書に主として活動する区域が記載されているか。こちらは申請書に活動区域の記載がございます。申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。こちらは規約第2条に市長が告示する鶴嶺西地区協議会の活動区域の規定が

ございます。規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致するか。こちらは審議会委員の皆様がお持ちの審議会ファイル、別途9と規約第2条における協議会の活動区域が合致いたしております。

(2) に参ります。申請団体の構成員として、市長に届け出た全ての自治会が規定されているか。こちらは規約第5条に委員の規定がございまして合致しております。申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。こちらはお渡ししています名簿をご覧ください。

(3) に参ります。申請団体の規約に、申請団体の構成員として茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。こちらにつきましては規約第5条の中に記載のとおり、各地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ、文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ、児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ、目的ごとにこちらの団体が入っております。申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。こちらは名簿に記載がございます。

(4) 申請団体の規約に公募により選出される構成員について規定がされているか。こちらは規約第5条第1項12号に規定がございます。重要事項の決定に関する者の公募に関する調書の内容が適切か。こちらにつきましては、お渡ししています「重要事項の決定に関する者の公募に関する調書」、こちらよりご説明いたします。調書をご覧ください。

(1) 現在の状況。重要事項の決定は、規約第9条に規定いたしました総会及び運営委員会の議決で行うこととしています。総会及び運営委員会は規約第10条、第15条のとおり委員によって構成されており、現在21名で構成されています。そのうち公募で選出された委員は2名となっております。公募委員の選出の経緯、(2)です。広報ちがさき、市のホームページに募集案内を掲載するほか、地区内自治会での回覧、広報板への掲載によって周知を図りました。周知及び募集期間はこちらのとおり4月1日から30日まででした。募集人数2人に対し、2名のご応募がございました。応募者には役員から鶴嶺西地区まちぢから協議会の仕組みや現状、課題について説明及び意見交換を行った上でその趣旨に同意したことを確認し、5月20日の定期総会で公募委員になることが承認されました。(3) 今後の取り組みです。今回公募委員になった2名については2年の任期となっておりますので、平成30年度末で任期は満了となります。そのため30年度の事業として、31年度に再度、公募委員の選任を予定しています。

基準表に戻っていただきまして、(5) 申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。こちらは規約の9条及び18条から22条に規定がございます。そして、全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。調書の「全ての個人の参加に関する調書」をご覧ください。(1) 認定区域に住所を有す

る全ての個人が参加できるための仕組み、取り組みです。現在、鶴嶺西地区は全ての住民が参加できる事業として市民集会、防災訓練の実施を予定しております。市民集会は自治会部会が企画しております、当日の参加は誰でも可能です。そちらの旨は事前に回覧ですとか、ホームページで十分に周知をしていく予定です。防災訓練は防災部会が企画し、こちらにつきましても事前に回覧、ホームページでの案内を行って幅広い人に参加を呼びかけていく予定でございます。（２）今後の取り組み予定です。現在、鶴嶺西地区の全ての個人が参加できる部会の設置を検討していて、具体的な進捗としては広報部会の設置が決定しております。全ての個人が参加できるようにするには広報活動が重要と考えています。広報紙の発行やホームページの開設・更新をし、鶴嶺西地区まちぢから協議会の活動予定及び実績等を掲載することを検討しています。本日お配りいたしましたA4の回覧と左上に書かれていますA4白黒1枚のチラシがございます。こちら7月15日に地区内で回覧しました鶴嶺西地区まちぢから協議会の活動周知チラシでございます。まずは広報紙の発行に先立ち、このような形で協議会の存在周知、活動予定を周知いたしています。そして今後は非自治会員の方にも協議会の存在、活動を認知してもらえそうな方策を検討していきます。

確認表に戻ります。（６）申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。こちらは規約の第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されています。民主的な運営に関する調書の内容は適切か。こちらにつきましては調書の「民主的な運営に関する調書」をご覧ください。（１）現在の状況です。鶴嶺西地区まちぢから協議会は規約第9条で、会議を位置づけております。総会及び運営委員会は委員の過半数の出席で成立いたします。会議の議事は出席委員の過半数により決する旨を規定しており、民主的な運営に努めています。重要事項の決定は総会及び運営委員会を構成する委員が議決権を持ちます。民主的な運営を保つためには、より多くの人の意見を反映させることが重要と考え、鶴嶺西地区まちぢから協議会は規約第5条において委員は多様な分野、世代の19団体の代表者に参画していただけるように規定しています。また、同規約同条第1項第11号で部会長を運営委員会の委員と規定いたしています。また現在、公募委員は男女各1名となっておりますが、こちらの男女比についても今後も可能な限りは等しくなるようにしてまいります。（２）今後の取り組みについて。今後の部会設置により、地区内の誰でもが参加できる活動数の増加及び運営委員会で議決権を持つ部会長がふえることで、より民主的な運営を進めます。この中に部会、部会長という言葉がございます。鶴嶺西地区の規定では、部会長には部会に参加する誰でもがなることができることになっています。そして部会には地区内の誰もが参加できる、その中から部会長が選ばれ、その方が運営委員会で議決権を持ちます。そうすることで地区内の幅広い人から運営委員会で議決権を持たせることができるということで、さらに民主的な運営が

できるのではないかと考えています。また、民主的な運営をするためには、先ほどの調書にもございましたが広報活動が重要だと考えています。具体的な方策については先のとおりなのですが、広報活動をすることでまちから協議会の透明性を確保し、地域の方から協議会に対して意見をどんどん言ってもらえるような状況をつくっていくことを目的としています。

では確認表に戻ります。(7)申請団体に関する目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。こちら規約第3条に目的、第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されています。

(8)申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。申請書類から、前項の事業は行われないことが読み取れるか。こちらにつきましては規約と認定申請書をご覧いただければわかりいただけるかと思えます。

私からの説明は以上になります。

なお、本日欠席されました大塚委員から事前に資料をお読みいただいた上で、4点質問をいただいておりますので、質問に対する説明をこちらで申し上げさせていただきます。

1点目にいただいた質問が、自治会部会、防災部会のほかに新たな部会の設置を検討するとあるが、広報活動を行う部会の検討はされているのか。ほかの部会も検討されているのか。進捗状況を伺いたいということでした。こちらは新たな部会として、広報部会の設置は決定しております。ほかの部会の設置については現在、検討中でございます。

2点目の質問が、鶴嶺西地区防災訓練について。平成28年度に行われた情報連絡訓練とはどのような訓練で、どのような成果を上げ評価されたのか。運営費の中の電波使用料と関係しているのかということでした。この平成28年度に行われた情報連絡訓練は、無線機を用いて各自治会と避難所、そして市に見立てた防災ネット本部、この3カ所を配置し、各自治体が安否情報や被害状況を取りまとめ無線で避難所に連絡を入れ、避難所から市に見立てた場所に無線でさらにその情報を伝えていきます。そうすることで各自治会内の被害状況等を集約して取りまとめを行うという訓練でした。こちらで上がった成果としては、この年初めて行っていることもあり、課題がかなり見つかったことがあげられます。例えば自治会が災害本部に情報を伝えるときに、場所の番地まではわからない。どのような施設の近くですとか、大ざっぱな場所しかわからないことが挙げられました。当初の予定では番地まで伝える予定があったのかと思いますが、実際に緊急時になると番地まではわからないということが確認できたのでよかったという判断でございます。

3つ目の質問が、運営費の中の電波使用料と関係しているのかという質問がありましたが、こちらはお渡ししております中の収支予算計画書の中の運営費に電波使用料という項

目がございませぬ。こちらのことをおっしゃっているのですが、こちらは無線機を保有する段階で電波を使用します。その電波の使用料を総務省に毎年払う必要があるという固定費ですので、特にこれは防災訓練とは直接のかかわりはございませぬ。

4点目にいただいた質問が、「運営費のうち予備費が半分ぐらいの金額を占めている。この予備費から関連諸団体主催企画事業の支出に充てるのか」ということでした。手元の収支予算計画書ですと運営費が64万8,800円でそのうち予備費が30万9,500円ということで大きくなっています。こちらのことなのですが、実際に創設間もない状態ですので、用途については検討中のところがございませぬ。また、今年度に限って収入として自治会連合会から受け入れの44万2,800円がございませぬので、こちらの影響で予備費が増大しております。また、指摘にありました関連諸団体主催企画事業の支出に充てるのかということですが、そちらに充てる可能性もございませぬ。そちらも検討中でございませぬ。

以上で大塚委員から頂戴いたしました、質問とそれに対する説明でございませぬ。

以上で私からの説明を終了させていただきます。

○名和田議長

ありがとうございました。今、事務局から説明を承りました。まずは委員の皆様からご自由にご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

条例が定める形式的な要件には合致していると思われませぬが、市長に答申をするときにいろいろ意見を付することもできます。書類からうかがい知ることのできる限りでいろいろ留意してほしいことなど言うこともできますので、そういった観点からのご質問、ご意見をいただいても結構です。どうぞ。

○上原委員

私、ここに住んでいる者として大体様子がわかるのですけれども、自治会に入っていない人の人数というのはある程度は把握をされているのでしょうか。入っていない方にも広報活動をするためにということでいろいろな回覧が入っているかと思うのですが、数字的な把握というのはこちらの団体、もしくは市役所では把握がとれているのでしょうか。

○事務局（渋谷主事）

世帯数ベースで把握はいたしております。地区内のうち何世帯が加入して、加入していないのは何世帯というのはこちらで把握しています。

○上原委員

どれくらいあるかは今わかるのですか。

○事務局（渋谷主事）

すみません。この場に資料を持参しておりませんので。

○上原委員

ほかのところにも言えるのですが、パーセンテージでどのくらいが参加していないかというの、これが軌道に乗ったらやっぱりある程度把握しておかないといけないと思います。だから、加入している人たちだけまちぢからの中に取り込まれて活動内容がわかっているとすると問題なのかなと思います。何となくそれを読んでいて思ったのが1つです。

それと、運営費の予備費なのですが、事業費に入れなくて運営費に予備費というのは、やっぱり事業をやるのだったら事業費のほうに予備費で、運営費は最小限ではないのですか。何となく運営費にいっぱい事業費が入っていないということは、そのたびに事業を申請するから事業費はいらぬという考えですか。ちょっと読めないかなというのと、自治会から負担されているのが24万6,000円というのは、数えると10ですかね、この地区は。そうすると単純に割ると2万4,600円をいただいたということですか。内訳はどうなっていますか。

○事務局（城田主任）

予備費の考え方ですが、まだ先ほどの説明のとおり、実際には用途は決まっていないところで運営費に充ててしまっているのですが、おっしゃるとおりで事業の実施も考えています。その場合は予算の見直しの手順をとった上で事業化していくことが想定されます。また、内訳については自治会の世帯数によって比例按分されると聞いております。

○名和田議長

ありがとうございます。今の件の1点目の自治会未加入者をどうするかというのはこの仕組みの本質的な問題で、協議会とは自治会未加入者にもアプローチしていける大きな土俵みたいなものですから、そこにいろいろ宣伝をしていったり、参画をしていただいたりという動きをするのはこの仕組みの大きなポイントだと思います。先ほどのご説明ですと、部会になるべく幅広くいろんな方に入っていただくという考えであることはよく伝わってまいりましたので、そこは努力をされていると思います。多分茅ヶ崎市の自治会の加入率は8割をちょっと切ったところなので、平均すると2割くらいの方が今まではまちづくりの当事者外だったと思われます。この協議会という土俵の中でみんなが当事者になるということで、未加入者にも参画していただくという姿勢でおられるように、私は説明を聞いて

て受けとめたところであります。

それから2番目の運営費は、自治会からの24万円以外にもかなりもらっているのではないのでしょうか。これは、運営費も市からもらった分は余ったら返すのではなかったですか。自治会からもらった分は返すかどうかは地域側の問題ですが、多分返さないのではないかと想像はしておりますが、市からもらった分は使わなければ返すということで、そこはある意味、透明に使わなかったら返すということにされているかと思います。事業費も同様だと思います。

○上原委員

無線ってここは初めてでしょうか。この45台というのは現在どちらで保管されているのですか。

○事務局（渋谷主事）

現在、鶴嶺西地区のコミュニティセンターで管理をしております。

○上原委員

では、何かあったらコミュニティセンターに行かなければいけないのでしょうか。

○名和田議長

そこは災害対策本部みたいになるのでしょうか。

○事務局（富田課長）

もともとあった自治会連合会が主体で、ここが動いていたときに共通というか、連携がとれるように各自治会で何台か連携用に持っていた。ただ、その名義を登録するときに、まとめて自治会連合会で名義登録をしていたということです。それをまちぢから協議会が引き継ぐ形で今回入っているという解釈になります。

○平井委員

無線機は例えば松尾自治会の場合は今17台あります。それで3カ月に1回交代でみんな持っているのです。

○上原委員

使い方がわからないと非常時に使えませんものね。

○平井委員

それで通信を月に2回お互いにやるわけで、そういう訓練をやります。

○上原委員

お互い何もなくてもやるのですね。私も無線機を一度買ったのですが、これに加入しなければいけないとか手続が面倒で、結局買ったけど使わなかったです。そのころ携帯電話が出てきたから、車2台とかでどこか旅行するときに無線機でやりとりしようと思って買ったはいいけど、こういう法律があるのを知らなくて面倒ですからやめてしまったのです。あれは充電するのですか。

○平井委員

充電です。充電器で充電します。

○名和田議長

その辺のメンテナンスもお金がかかると思います。ただ、災害が起きますと携帯電話はつながりにくくなりますので、多分それでこういうものをお持ちなのかなど。協議会の事務所は一応会長宅だという規約になっておりますが、無線は分散して持たれているということですね。

○名和田議長

今の件はよろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等。どうぞ。

○高橋委員

自治会未加入者の方に対するアプローチということで、上原委員を補足するような形になってしまいますけれども、冒頭配られたこちらの回覧なのですが、これは自治会回覧で配られたのか、それとも全戸配布ですか。

○事務局（渋谷主事）

自治会回覧です。

○上原委員

回覧板に入ってきました。だから、これが結局入っていなければ、入っていない人の目には触れない。

○高橋委員

8割というのが高いと見るか、低いと見るかということもありますが、まちぢから協議会としての思いとして、できる限りこれまでまちづくりに参加されていない方、特に自治会に加入されていない方をどれだけ救えるかというところに着目をされていて、そのためにホームページというものもつくるのだというお話だと思っておりますが、ホームページというのに自主的にアクセスすることが期待できるかというとなかなか難しいところがあると思っております。だからこの回覧資料に関しても、一回全戸配布に、当然費用、予算の問題もあるのですけれども、非自治会員の方へのアプローチということを考えるのであれば、広報部会がつくられるということですから部会内で検討されることだと思っておりますけれども、その点をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○事務局（渋谷主事）

こちらの広報チラシなのですが、鶴嶺西地区のコミュニティセンターには配架しておりますので、自治会に加入していなくてもコミセンに寄った方であれば見られるような状態にはしております。

○高橋委員

そのほか鶴嶺西地区だと地域内に公共施設であるとか、こういったところがありますか。

○名和田議長

コミセンに包括支援センターが入っておられるのですね。

○上原委員

そう。中に包括も入っていますし。

○高橋委員

コミセンも地域としての大きなセンターなのです。

○名和田議長

あと小中学校も参画しておられますね。

○高橋委員

今宿小とかですよ。

○上原委員

ここは萩園中学校がそばにあるのですけれども、そこは自治会の方の協力がすごく強くて、サマースクールといって勉強を夏休みに10日ほど教えているのです。私もそれに9年ほど参加していますが、自治会のそれこそ年配の男の方たちが多数参加されるのです。女の方はその時々変わりますが、その自治会のメンバーの方はここの中に入っている名簿の中の方もいるのですけれども、長くて、結構、萩園中学校は周りの自治会とのコミュニケーションがよくとれている学校です。

○名和田議長

中学校の学級代表者委員会の代表は入っているけれども、小学校は特に入っていないのですか。

○高橋委員

「今宿小と手をつなぐ会」というのが実質的な小学校のPTAにかわる団体ですね。

○上原委員

近くに浜之郷小学校はあるのですけれども、こちらは鶴嶺東のほうに入っています。

○名和田議長

小学校は1校だけなのですか。

○上原委員

鶴嶺中学、小学校は鶴嶺東地区で、萩園中学、今宿小学校は鶴嶺西地区ですよ。

○名和田議長

じゃあ中1、小1なのですね、この地域は。

○事務局（富田課長）

浜之郷小学校が一部入っております。

○名和田議長

今の高橋委員のご意見は自治会未加入者への参画が得られるようにということで、これは後でご議論、検討いただいて答申として申し上げるか諮りたいと思います。では、平井委員。

○平井委員

ここに加入している自治会は何自治会ですか。10自治会ですか。

○名和田議長

10自治会です。

○平井委員

その10自治会は平均して活動しているのでしょうか。それとも活動をよくしている自治会、活動をあまりしていない自治会、バラバラでしょうか。

○事務局（富田課長）

名簿を見ていきますと、今説明したように10の自治会がございまして、こちらはいわゆるマンション、集合住宅の自治会がかなり多いです。7自治会がマンション系になっていきますのと、上3つがいわゆる戸建てが多い形になっておりまして、かなり活動内容はまちまちなのかなと思います。また、大きさも2,000数百世帯、集合住宅ですと100前後かもう少しあるかと思いますが、規模もまちまちということで、やはりその丈に合った活動をしていただいているのではないかと理解しています。

○平井委員

まちぢから協議会に加入していても自治会によってはあまり活動していない自治会とかバラバラになっているところがあるのです。だから、まちぢから協議会に入っている自治会となると活動もお互いに活発にしていけないと意味がないと思います。

○事務局（富田課長）

これまでの自治会連合会というくくりの中でも、自治会長さん同士が月に何回か顔を合わせていろいろな情報交換をしたと思います。また同じようにまちぢから協議会でもお互いを補完し合ったり、情報交換しながらそれぞれをレベルアップしていくことも期待できると考えています。

○平井委員

まちぢから協議会という名前に縛られてやっていたらいけないと思います。やはり自治会単位で活動をいろいろ活発にしていけないと、自治会の部会というものを活発にしていけないと意味がないと思います。

○名和田議長

ここは自治会部会という部会はありますけれども、ほかの協議会、既に認定したところではそういうものがないところもありましたよね。

○事務局（富田課長）

もともと自治会連合会があって、それを発展的にこのまちぢから協議会というものになってきたというのが一般的に考えられる中で、やはり自治会同士の話し合いの場であったり、何か互いに協力するところが必要ではないかということで、自治会部会という形で残すというのが一般的に多くございます。連合会が残っているところはそのまま連合会という名称で活動をしているというところもございます。

○名和田議長

茅ヶ崎の場合は区域内の全ての自治会が入りませんと認定されませんので、その意味では何らか協議会の意義を認めて活動をしようとしているということはあると思います。実際どのくらい活動されるかはもちろん一様というわけにはいかないでしょうけれども。

○平井委員

もう一ついいですか。このまちぢから協議会の認定については、今回の鶴嶺西地区まちぢから協議会で終わりですか。

○事務局（富田課長）

ここで認定されれば、これから認定手続をしなければいけないのがあと3地区あります。

○平井委員

まだあるわけですね。

○事務局（竹井主査）

茅ヶ崎地区と茅ヶ崎南地区がまちぢから協議会自体は立ち上がってはいるのですが、まだ認定を受けていない状態です。あと湘北地区についてはまちぢから協議会自体がまだ立ち上がっていません。

○平井委員

では、このほかに3地区まだあるということですね。

○事務局（竹井主査）

はい。

○平井委員

それは今年中に終わるのですか。

○事務局（竹井主査）

茅ヶ崎地区、北と南については恐らく認定の申請はされるのではないかと考えていますけども、湘北についてはまちぢから協議会自体がまだ立ち上がっておりませんので何とも言えないです。

○名和田議長

ただ、全て認定が終わっても、この前やったように毎年条件を満たしているかどうかここで審議いたしますので、我々の仕事がなくなるわけではないです。ほかにいかがでしょうか。

○上原委員

マンションが確かに多くて、マンションの場合はマンションで1つの自治会だとマンションの世帯全部が入っていない場合もあるということでもいいのですか。20%のさっきのくりでいくと。結局マンション以外だと萩園、今宿、新田地区、ここの3地区しかないのであと7つは全部マンションで、2割入っていない、平均で2割ということは各マンションのおよそ2割は未加入者ということなのですかね。

○事務局（竹井主査）

基本的に自治会の加入については、平均すると茅ヶ崎は8割程度ということなので、自治会によっては5割ということもありますし、それはマンション系、戸建て系による差はございません。

○名和田議長

マンションは分譲であれば必ず管理組合というものがありますよね。これは法律上必ずあるので。

○上原委員

義務ですよ。

○名和田議長

ええ。管理組合を自治会のかわりにしている場合もほかの自治体などにはあって、その場合は100%みたいな感じになっている。

○上原委員

会費を合わせて管理費で取ってしまう。

○名和田議長

合わせて取るのは違法だということにたしか裁判でなっていると思うのですがけれども、自治会をつくらずに管理組合をかわりにしているというようなことは結構あります。ですから、実際にこの地域の各自治会がどのくらい未加入者がいるのかは実際に調べたものがあるだろうと思うのですがけれども、それは実際にデータを見ないとわかりません。

○上原委員

ここの地域は翔の会という老人施設ができていますが、あそこは住民票とか入居者についてはどういうくくりになっているのですか。

○名和田議長

住民になっているはずですよ。

○上原委員

住民になっていますか。

○事務局（竹井主査）

特養は住民登録ができますので。

○上原委員

特養の場合は原則住民票を移しているのですかね。

○事務局（竹井主査）

絶対ではないとは思いますが、可能です。

○上原委員

うちはその近くなので、何かあったときはそこに避難、外階段があるからそこから上がって津波のときは逃げればいいのか、上がればいいのかと言っていて。今回この公募の中に入っている方もそういう施設の方ですよね。だからちょっとそこがほかと違うのかなと思ったのですが、何か意味があって入っているのかなと思ったところです。

○名和田議長

今、社会福祉法人は法律改正で社会貢献を求められていて、こういうまちぢから協議会に協力するというのはやってもらえそうな感じがします。私の感想ですけれども、この地域は包括支援センターが協議会に入ってくださっていて、そこはすごく心強いだろうと思います。それから、小中学校がかかわってくださっていることも大きなことで、先ほどの未加入者に対するアプローチなどでも、学校を通じて生徒たちにチラシを配ってくれる場合があるのです。もちろんなんでもかんでもというわけにはいかないですけれども、特に学校や児童、生徒にかかわることについては学校を通じて連絡をしてもらうことは、学校のご理解があればやってくれると思うので、そういったやり方も未加入者へのアプローチではあるかなというふうに思います。こういった地区内のさまざまな機関が参画してくださっているのはなかなか心強いなと感じております。ほかにご意見どうぞ。

○平井委員

このマンションは大体、各どのくらいの世帯数があるのですか。マンションといってもいろいろありますが。

○事務局（小松担当主査）

自治会加入者数ということで言わせていただきますと、規模によってまちまちなのですが、約70世帯弱くらいのところから規模の多いところでは200世帯で自治会に入られているところもあります。

○上原委員

今宿グリーンハイムと萩園サンハイムは市営住宅ですか。

○事務局（竹井主査）

県営です。

○上原委員

そのほかは民間のマンション。多分そこでも認識が違うと思うのですよね。

○名和田議長

市営、県営は賃貸ですよね。だから管理組合がないので、自治会を自分たちの手で、手渡しの地に地道につくっていかれていると思います。

○平井委員

湘南地区でもマンション単位の自治会がありますが、マンション単位の自治会というのがいいのかどうかという問題もあるのです。

○上原委員

だから、食料とかの保管もマンション単位で保管しているので、自治会でよくできているようなところにはマンションの分は入っていないわけです。だから、1つのマンションが独自のというのはあるのですけど。運動会なんかやるとマンションは強いですよね。

○名和田議長

そうそう、若い人も多いし。

○平井委員

マンションは若い人が多いですからね。

○名和田議長

ほかに認定に関して必要なご意見とかご質問はありますでしょうか。それでは、結論を出してもよいかと思います。事務局にご説明いただき、かつ、我々が書類で確認した限りでは認定の要件を備えているので、市長に対して鶴嶺西地区のまちぢから協議会について認定を適当とするという答申でよろしかろうかなと思います。その点はよろしいですか。

(「結構です」の声あり)

○名和田議長

ありがとうございます。付帯する意見として、強いて出すとすると自治会未加入者の参画を得られるようにさらに努力をしていただきたいと思います。今までこういう意見はつけていましたか。つけている場合もありましたよね。

○高橋委員

多分ないですよ。ありましたか。あえて今回そこに積極的にアプローチをしたいという。

○名和田議長

今回あえて言う、何となくメッセージとして強過ぎるのであれば事務局からお伝えただくだけでも十分よろしいかと思えます。今まであまり言っていなかったですよ。

○事務局（竹井主査）

未加入世帯への参画を促す旨の付帯意見については多分なかったと思えます。

○事務局（富田課長）

それぞれの地区もその辺の課題を持って取り組みますと言っているということがあるので、付帯意見ではなくて確認レベル、口頭レベルかもしれません。

○名和田議長

では、ほかの既に認定されたコミュニティとの釣り合いもありますので、付帯意見というよりは口頭で事務局から念押しで伝えていただくことにいたしましょうか。

○平井委員

もう一ついいですか。さっき私が申し上げましたけれども、やはりまちぢから協議会自体の活動もそうですが、自治会としての活動も重要視していかないといけないと思うのです。自治会独自でいろいろ活動していかないといけないと思えます。

○名和田議長

多分実際に活動をするのは、連合というよりは単位自治会であることが多いと思うのです。そこが強化されるように協議会が活動していただく必要があると思えます。協議会はそのためにあると私は思っていて、協議会という枠自体は、単位自治会とかもっと小さな組とか班とか向こう三軒両隣とか、そういうところが地域に目を向けていくようなための仕組みだと思っているので、そこは大いにそのようにしていただきたいなと私も思えます。

それでは、審議会の市長への答申といたしましては、認定を可とするということにしたいと思えます。

○事務局（富田課長）

ちょっとよろしいでしょうか。先ほど、引き続き未加入者を含めた全住民の方へのとい

うところを、やはり認定に向けて審議会としての1つの応援メッセージを含めた付帯意見としていただくことで、よりそれを確認できるということもありますので、できれば付帯意見として入れていただくことも可能ではないかと事務局は今考えております。

○名和田議長

そうですね。ではそうしましょうか。我々委員の総意というか、1つのポイントですので、自治会未加入者の参画を得られるように今後もさらに努力をしていただきたいという付帯意見をつけたいと思います。

○上原委員

13地区全部の中でマンションが多いのは一番だと思うので、やっぱり入れておいてもいいのかもしれませんが。

○高橋委員

マンションの場合は管理組合がありますから、ここで自治会として出てくる方というのはマンションの管理組合の理事を兼ねている方も結構多いと思います。

○上原委員

たしかマンションはローテーションで、みんなやりたがらないのだそうです。ローテーションでやっているから比較的認識はされているのではないかと思いますのですが、問題は県営住宅、市営住宅のほうはあくまでも住宅の集合体であって、認識はマンションと違って個々ではないかと思うのです。だからそういうところがちょっとあるのかなと。

○高橋委員

賃貸の方はなかなか、本当にそこに一緒に住んでいる人というくらいの認識しかないですね。

○上原委員

そうですね。認識がマンションと全然違うと思うのです。逆に一戸建ての人とのかかわり合いもないし、全体のかかわり合いも薄いとなると、とりあえず加入はされているけれども、大変かなという思いはあります。

○名和田議長

では、この議事の1につきましては認定を可とするということと、付帯意見をつけたと

いうことにしたいと思います。後ほど、具体的に答申書としてまとめるということにつきましては、事務局で整理をしていただいて、市長に提出をすることになります。。最終的な答申の内容につきましては、会長、それから今日ご欠席ですけれども一応副会長にもご覧いただいて、それで会長、副会長に一任をしていただくということによろしいですか。

(「はい」「結構です」の声あり)

○名和田議長

ありがとうございます。では、これで議題1を終わりにいたします。

(2)のその他は今お話しになっていたようなことなのですが、全体を通して何かご意見とか、あるいは連絡事項、共有したいこととか、そういうことがございましたら自由にご発言いただきたいと思います。

ここが一番、集合住宅が多い地区ということなのですか。もう少し多い地区があるのですか。

○事務局(富田課長)

地区の連合区域でいけば、10分の7という意味では割合的には集合住宅自治会が多いと考えています。

○平井委員

このまちぢから協議会をずっとやっけていまして、まちぢから協議会だけに目が行くのではなくて、個々の地域コミュニティ、部会を含めた個々の地域コミュニティの活動も重要視していかないと、地域コミュニティの一番の目的はまちぢから協議会ではないと思います。やはり個々の地域コミュニティの活発な活動というのが具体的になっていくのが普通だと思います。

○名和田議長

その意味で言うと、私は、横浜だと地域福祉計画を軸にこういうコミュニティの活動をしているのですが、例えば月に1回、高齢者向けとか子育て世代向けのサロンを自治会館を使ってやりますよね。あれはやはり資源を持っているのは単位自治会なのです。ですからああいう取り組み、あるいは見守りでもいいです、見守りでも全体の連合会なり、協議会なりの枠組みを使ってそういう活動をする、実際に動くのは単位自治会だったり、もっと狭い単位だったりしますので、そういうところの活動が活発になるように協議会を使っていくべきだと私も思っています。そういう活動がどんどん出てくるといいなと。実際これまで認定されたところなんかでも、特定事業の枠も使いながらサロン活動とか、結構狭い地域に手が届くような活動をされているところも出てきていると思うので、そういう

活動をこの協議会制度を通じてしていただきたいなど私も思っております。

ほかにご発言ありますか。ではないようでしたら、事務局から今後の日程等につきましてご連絡をお願いします。

○事務局（富田課長）

日程の前に第1回の審議会のときのお話の中であった件ですが、このまちぢから協議会というのがどれだけ浸透しているのか、そういった認知度をはかる手法がないのかというお話をいただいたところです。こちらで確認をしたのですが、29年度市全体としてそういったアンケートについては、もう既に取り組みが始まっておりまして、そのスキームには乗れないということがわかりました。今、市全体でやっているのは市民満足度調査というものを数年に1回やっているようでございます。まだ次回は確定していませんが、そういうものに乗せることが1つと、もしくは何かほかの手法でアンケート形式がとれるものがあれば考えていきたい。時期についてはまだお約束できない点はあるのですが、何か方法をこれから見つけながら何かのタイミングでやってみたいと考えております。

○名和田議長

市政モニターというものがありませんでしたか。

○事務局（富田課長）

現在は市政モニター制度をやっていないという確認をしたところでございます。

○平井委員

モニター制度、やめたのですか。あれはもったいないですね。

○事務局（富田課長）

そういう状況だったことをまずご報告させていただきます。

今後の日程でございますが、残りの地区から認定申請が上がってくる都度ということになりますが、恐らく9月ないし10月、ちょっと幅がありすぎて申しわけないのですが、その地区の進捗の最終確認がとれていないところもございますので、それは改めてお伝えする形になろうかと思えます。9月ないし10月ということ想定しているところで、この場ではご報告させていただきます。

○平井委員

ちょっといいですか。このまちぢから協議会はあと2件、3件できて一応まとまると、

全体的なまちぢから協議会としての会合というか活動というか、そういうのは考えているのですか。

○名和田議長

たしか11月25日か何かにイベントがあると伺いましたが。

○事務局（富田課長）

そうですね。全体組織といいますと、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会という組織がございまして、それぞれの地区の会長さん、副会長さんにお集まりいただき、13地区26名からなる組織がございまして。この連絡会が行う研修会というのが11月に予定されておりました。これからその研修会の内容を連絡会で詰めていく形になると思います。候補として今、取り組みを進めているところの地区の事例発表みたいなものも、もしかしたらメニューとして入ってくるかもしれませんが、それはこれから議論をされますので、またそれは皆様にも情報提供したいと思っております。

○名和田議長

よろしいでしょうか。それでは以上で議題は全て終了いたしましたので、本日の審議会は終了といたします。委員の皆様におかれましては長時間にわたりましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会長署名 名和田 是彦

委員署名 平井 洋三